

今月の気になる相談（平成27年10月）

平成27年10月から始まったマイナンバーの通知に乗じて、消費生活センターや行政機関などをかたり、「口座番号を教えて欲しい」「マイナンバーを貸して欲しい」などと個人情報を盗み出そうとする不審な電話がかかってきたという相談が、全国的に寄せられています。県内の消費生活センターにおいても、マイナンバー制度に乗じた不審な電話が寄せられていますので、十分注意してください。

不審な電話があった場合には相手にせず、すぐに切るようにし、来訪があっても「必要ありません、お帰りください」などときっぱり断りましょう

【相談事例】

消費生活センターを名乗る男性から、「マイナンバーの情報が流出しているので注意喚起をしている。削除するのに手続きが必要」と言われた。

【アドバイス】

- マイナンバーの通知に関する情報流出や口座番号及び口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。
- 電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。
- マイナンバーの関連であることをかたったメールが送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が明らかなものを除き、安易に開封しないよう、注意してください。
- 「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得する手口もありますので、注意しましょう。
- 不安なことがあったりトラブルに巻き込まれた場合は、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。
愛媛県消費生活センターでは消費生活に関する相談を受け付けており、また愛媛県内の全ての市町には「消費生活相談窓口」が設置されています。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

0120-95-0178（無料）

平日9:30~22:00、土日祝9:30~17:30

（年末年始を除く：平成27年12月29日~平成28年1月3日）

【警察 相談専用電話】

#9110（平日の8:30~17:15）、または最寄りの警察署